

上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金申請Q&A

令和6年11月21日更新

《1.申請全般》

(1)申請書の提出について

No	質問	回答
1	奨励金の申請は、対象機器等の設置・完成後でないで申請できませんか。	設置前申請は受け付けておりません。 対象機器等の設置・完成後に申請してください。
2	郵送で申請したいのですが。	必要書類を揃えてゼロカーボン推進室宛てに郵送してください。 ※申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っていないため、全ての書類を返送します。 ※予算額に達した場合は、その日(郵送の場合、必着)にゼロカーボン推進室に届き、交付対象とするものを抽選で決定します。 ※3月31日(月)まで予算が残っていた場合は、3月31日必着です。
3	代理申請は可能ですか。	委任状があれば可能です。 なお、事業者が代理申請する場合、担当者様の名刺を頂戴しております。
4	申請書類に一部不備(不足)がありました。近いうちに持ってくるので受け付けてもらえますか。	申請書類の一部預かりはしておりません。 書類に不備(不足)があった場合、全ての書類を返送しますので、再度ご申請ください。
5	申請者と設置・購入者が別でも申請できますか。	申請できません。 対象機器を設置・購入した方が申請して、奨励金の交付を受けてください。
6	今年度の3月に支払い、来年度の4月に設置予定です。申請は行えますか。	申請できません。 年度内に購入設置し、申請したものが対象となります。
7	納税証明書はよく3か月以内に取得したものと聞きますが、年度内に取得したものでよいですか。	原則、申請日の3か月以内としております。

(2) 奨励金の対象について

No	質問	回答
1	太陽光発電システムと電気自動車など、複数の申請を同時にできますか。	同一年度内において、一機器につき1回、一世帯・事業者につき3つまで申請可能です。 (例) 太陽光発電システム+蓄電池+電気自動車⇒○ 太陽光発電システム+蓄電池+蓄電池⇒× この場合、上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)は1枚で構いませんが、添付書類はそれぞれ必要となります。
2	対象経費は税込みですか。	税込みの金額です。
3	端数は切り捨てですか。	100円未満切り捨てです。 例) 99,999円の場合、99,900円。
4	対象経費は機器費用だけですか。	電気自動車、電動バイクは車両費用です。 他対象機器は、機器費用と工事費が対象です。
5	奨励金の計算方法を教えてください。	対象経費の1/2または上限額とを比較していずれか少ない額です。 例) 普通充電設備 上限5万円 対象経費が10万円以上 ⇒5万円 対象経費が3万円 ⇒1万5千円(対象経費の1/2)
6	購入業者は市内の販売店でないといけませんか。	購入業者について、特に制限は設けておりません。
7	中古品を購入しました。対象になりますか。	対象になりません。
8	既築住宅を購入したところ、太陽光発電が乗っていました。対象となりますか。	対象になりません。 太陽光発電が搭載されている新築住宅を購入した場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。

(3)申請時の提出書類について

No	質問	回答
1	「領収書の写し」とは、具体的にどのような書類ですか。	補助対象機器及び補助対象機器の経費のみが記載されている領収書のコピーです。 補助対象経費以外も含まれた領収書の場合は、次の2点を添付してください。 ①「領収書」 ②対象機器経費がわかる「内訳書(任意様式)」
2	「販売証明書」とは、具体的にどのような書類ですか。	ローン支払いなど、領収書が発行されない場合に、販売業者が販売を証明する書類です。 ホームページに掲載している上尾市の指定様式で新たに作成してください。
3	『市税に未納がないことの証明書』が取得できないのですが。	『市税に未納がないことの証明書』を発行できない場合は、次の書類を添付してください。
	対象者	『市税に未納がないことの証明書』の代用書類
	月初めの申請の場合 ※税金の収納状況で『市税に未納がないことの証明書』が発行できないことがあります。	「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」 ※納税証明書 市県民税(個人)は令和5年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。 (取得場所)市役所本庁舎1階証明書発行センターの他、各支所・出張所でも取得できます
	非課税の方	令和6年度の方 (取得場所)市役所本庁舎1階証明書発行センターの他、各支所・出張所でも取得できます
	令和6年1月1日以降に転入して上尾市での課税がない方	住民票の写し ※転入日の確認を行います。 ※マイナンバーの掲載不要。 (取得場所)市役所本庁舎1階証明書発行センターの他、各支所・出張所でも取得できます
	未納がある方	再エネ・省エネ対策推進奨励金の申請ができません。 ・納付書の再発行や納付状況についてのお問合せ ⇒納税課(本庁舎2F TEL 048-775-5194)
4	『市税に未納がないことの証明書』や代用書類は、本人でないと申請できませんか。	委任状があれば、代理人でも申請することができます。 ※委任事項に、『納税証明書(市税に未納がないことの証明書)・「納税証明書 市県民税(個人)」・「非課税証明書」・「住民票(本籍・続柄省略)」のうち、補助金申請手続きに使用する証明書1通の申請に関すること』の記載が必要。 ※代理人は、運転免許証などの本人確認書類をご準備ください。 (代理人記入欄の住所、氏名は、本人確認書類と同一のものを記入してください。)

(4)その他

No	質問	回答
1	国や県の補助金と併用して申請することはできますか。	本奨励金は、国や県の補助金と併用して申請することができます。 (※国や県の補助金については、直接、関係機関にお問合せください)
2	上尾市の他の補助金と併用して申請することはできますか。	上尾市から他の補助金等の交付を受けている場合、本奨励金は申請できません。
3	予算残額を知りたい場合はどのようにしたら良いですか。	ゼロカーボン推進室へお電話いただければお答えいたします。 予算残額が少なくなりましたら、市ホームページでも掲載します。

《2.機器ごとの設問》

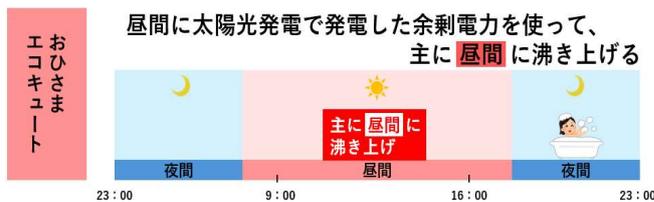
(1)太陽光発電システム

No	質問	回答
1	太陽光発電システムとは、なんですか。	建物の屋根等に設置した機器により太陽光を利用し発電するシステムです。
2	電気事業者との電力受給契約が全量買取りでも対象になりますか？	対象になりません。 自家消費をした後の余剰電力の売電契約が対象となります。
3	「購入電力量のお知らせ」はどのようにして手に入れることができますか。	専用のWebサイト「購入実績のお知らせサービス」を利用し、「購入実績お知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」のページをプリントアウトして提出してください。 (※発電者情報及び発電設備情報を確認するため、「ユーザー情報」等のページでは受け付けられません)。
4	専用のWebサイト「購入実績お知らせサービス」が利用できないのですが、代わりとなる書類はありますか。	次のいずれかをご用意ください。 ① 東京電力パワーグリッドの「Web申込サービス」サイト内の「 <u>工程照会</u> 」ページを印刷したもの (住所、氏名、発電設備出力、系統連系完了年月日を確認します。) ② 「 <u>接続契約のご案内</u> 」を印刷したもの (住所、氏名、発電設備出力を確認します。) ※「 <u>工程照会</u> 」は、施工業者が確認できるものです。 ③ 「 <u>電力受給契約申込書</u> (FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)」を印刷したもの (住所、氏名、発電出力を確認します。) ※施工業者が作成するものです。
5	購入電力量のお知らせが出るまで時間がかかると言われました。書類を待たなければ申請できませんか。	上記書類を提出してください。
6	契約会社が東京電力でないため、該当する書類が出せないのですが。	住所、氏名、発電設備出力がわかる契約書(工事内訳が記載されているもの)を提出してください。
7	全量自家消費(系統連系しない場合)のため、電力会社に売電を行わないのですが、代わりとなる書類はありますか？	契約書(工事内訳が記載されているもの)を提出してください。 《必要事項》 ・太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力数 ※パネルとパワーコンディショナーの出力数を比較し、低いほうを設備出力とします。(小数点第2位以下切り捨て)
8	購入電力量のお知らせを印刷するのを忘れてしまいました。代わりに印刷してもらえますか。	代わりに印刷することはできません。 スマートフォンやタブレットをお持ちのお客様は、近くのコンビニエンスストアで印刷できる場合がありますので、印刷してご提出ください。
9	ソーラーカーポート等の太陽光発電システムは対象になりますか。	申請と同一の敷地内に設置されていて建物に供給されるものであれば対象となります。
10	太陽光発電システムの交付申請額の計算方法を教えてください。	個人は1kWあたり2万円、法人は1kWあたり2.5万円、設備出力の小数点第2位以下は切り捨てです。 (例) モジュール5kW、パワコン3.75kWを設置した個人 ⇒3.7kW×2万円=7.4万円

(2)蓄電池

No	質問	回答
1	ポータブル式の蓄電池は対象となりますか。	対象となりません。 容易に持ち運びができるものを除く、下記条件に合致するものが対象です。 (1) リチウムイオン蓄電池を搭載し、その容量が1キロワットアワー以上であるもの (2) 日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの (3) リチウムイオン蓄電池に蓄えた電気を住宅に供給するための連携機能を有するもの
2	太陽光発電システムが搭載されている蓄電池は対象となりますか。	屋根置きしている太陽光発電システムの併設を条件としております。 蓄電池に太陽光発電システムが搭載され、持ち運べるものは対象外です。
3	すでに設置している蓄電池を拡充しますが、対象となりますか。	拡充分の機器+工事費は対象となります。

(3)給湯機

No	質問	回答
1	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)とは、どのような機器ですか。	水素及び酸素により発電を行い、その際に発生する排熱を給湯、暖房等に利用するシステムです。
2	ハイブリッド給湯機とは、どのような機器ですか。	空気熱を活用した電気のヒートポンプとガスの高効率給湯器を組み合わせた家庭用のハイブリッド給湯・暖房システムをいいます。 ガスと電気の利点を組み合わせた給湯機です。 平常時は、空気の熱を利用して電気でお湯を沸かし、タンクのお湯を使い切ったらガス給湯機が作動して大量のお湯をすぐに沸かす給湯器です。
3	太陽光自家消費促進型給湯機(おひさまエコキュート)とは、どのような機器ですか。	太陽光発電システムにより発電する時間帯に蓄熱する給湯器です。 太陽光発電の余剰電力を利用して昼間時間帯(9時~16時)にお湯を沸かす給湯機です。 
4	エコキュート・エコジョーズは対象ですか。	対象外です。 おひさまエコキュートやハイブリッド給湯機より省エネ効率が低いため、交付対象外としています。
6	エコキュートとは、どのような機器ですか。	空気の熱(潜熱)を使って電気で効率よくお湯を沸かす給湯機です。 本奨励金は対象外です。 
7	エコジョーズとは、どのような機器ですか。	都市ガスやプロパンガスなどのガスを燃やしてお湯を沸かす給湯機です。 本奨励金は対象外です。

(4)電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク

No	質問	回答
1	電気自動車(EV)とはなんですか。	電気のみをエネルギー源とし、搭載された電池によって電動モーターで走行する自動車のことです。
2	燃料電池自動車(FCV)とはなんですか。	燃料電池で水素と酸素を化学反応させ、生まれた電気によってモーターをまわして走る自動車のことです。
3	電動バイクはどのようなものが対象になりますか？	電動バイクは次の2つのどちらかを満たすものが対象となります。 ①原動機付自転車であって、型式認定を取得し、二輪のもの。 ※型式認定の取得状況は販売店やメーカーに確認してください。 ②搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする二輪の軽自動車。
4	ハイブリッド車、プラグインハイブリッド電気自動車(PHV、PHEV)は対象になりますか。	対象外です。
5	電動キックボードは対象になりますか？	電動キックボードは、エネルギー消費の効率化を図れるものではないため対象外としています。
6	電動機付き自転車は対象になりますか？	電動機付き自転車は、エネルギー消費の効率化を図れるものではないため対象外としています。
7	リース契約は対象になりますか？	リース契約期間中に双方が解約の申し入れができないものが対象となります。
8	ローンで購入(またはリース契約)しているため、領収書が発行されないのですが。	領収書の代わりに「販売証明書」ご提出ください ※販売証明書は、任意様式としてゼロカーボン推進室のホームページからダウンロードできます。
9	頭金のみを支払った領収書を添付書類として提出できますか。	可能です。ただし、交付申請額は領収書の金額の1/2または上限額(電気自動車は5万円/燃料電池自動車は30万円/電動バイクは1万円)の低い金額となります。そのため、頭金の1/2が上限額を超えない場合は、その金額になります。
10	自動車検証記録事項を無くしてしまった。または持っていない。	個人で自動車検証のICタグを読み取り、印刷してください。詳しくは埼玉運輸支局に問い合わせください。 ※自動車検証記録事項の配布は令和5年1月から約3年間と予定されていますが、変更される可能性があります。以降はお客様で自動車検証のICタグの読み取りをいただき、印刷をお願いします。

(5)普通充電設備/V2H充放電設備

No	質問	回答
1	普通充電設備とはなんですか。	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備です。 充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備え、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のものを対象とします。
2	V2H充放電設備とはなんですか。	建物から電気自動車等に電気を供給し、又は電気自動車等から建物に電気を供給するための設備です。
3	保証書が発行されない場合、他に書類が必要ですか。	各メーカーが発行する納品出荷証明書を提出してください。

(6)HEMS

No	質問	回答
1	HEMSとはなんですか。	<p>「ホームエネルギーマネジメントシステム(Home Energy Management System)」のことです。 エアコンや照明などの電気設備と繋ぎ、電気の使用量や発電量をモニターで「見える化」したり、電気設備を自動制御で適正化して、家庭で使うエネルギーを節約するためのシステムです。</p> <p>家庭の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化並びにエネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図り、ECHONETLite(一般社団法人エコネットコンソーシアムが策定した通信規格をいう。)を標準インターフェイスとして搭載し、及び省エネ化に資する自動制御機能を有しているシステムを対象としています。</p>
2	HEMSの一般的な機器構成を教えてください。	<p>①発電量や現在の使用電気量等が確認できるモニター(部屋の壁に取り付けられている) ②発電量や電力の使用量を計測する機器(家の中の壁に設置されているボックス) ③計測したデータを集約する機器(線でつながれている小さなボックス)</p> <p>なお、メーカーによっては①の計測機器が分電盤と一体化していたり、②データの集約機器と③モニターが一体化している機器もあります。詳しくは、施工業者にお問い合わせください。</p>
3	申請にはどのような写真を撮れば良いですか。	集約されたデータが見られるモニターを、画面が表示された状態で撮影してください。
4	購入したHEMSは、専用モニターがありませんが、どのような写真を撮れば良いですか。	専用モニターがない場合は、HEMSコントローラーの写真、「見える化」しているスマートフォンやPC等の画面の2点を添付してください。
5	太陽光発電システムを導入した際にモニターが付いていて、電気使用量が見られますが、これはHEMSですか。	HEMSではありません。太陽光発電システムその他、照明機器や給湯器などと連携し自動制御のできるものをいいます。
6	『機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し』とはどのような書類ですか。	機器のパンフレットや、付属の取扱説明書の中の該当ページの写しをご準備ください(インターネット上のカタログの対象機器の仕様一覧でも構いません)。